

答申第 810 号

情 公 第 1308 号

令和 7 年 6 月 4 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 4 月 30 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 4）（諮問第 875 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和2年10月16日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定において非公開とした情報のうち、別表2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年10月16日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「請求内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年10月28日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和2年11月24日付けで、別表1の「原処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 神奈川県から購入し、昭和44年7月24日に所有権移転手続をした土地について、神奈川県が行った道水路等境界調査により、購入時及び昭和43年9月24日の国土調査で決定していた境界が神奈川県に取り込まれてしまった。そのため境界の復元を図る必要があり、神奈川県が平成10年4月20日に特定市長あて申請した道水路等境界調査に関する資料の公開を求めた。実施機関は、文書内容を改ざんし、審査請求人に対して「正規文書を出す。」と述べたが、公開を行わないため、本件請求を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人の所有する敷地を搾取している状況を確認しているにもかかわらず、倉庫内の文書を探すなどの調査を行わず、文書不存在を理由とする一部公開決定の処分を行った。
- (3) 実施機関は審査請求人に対し、文書は永久保存又は一部が30年保存であ

ると述べ、文書の閲覧を実施した後、「特定市との境界確認協議締結に係る決裁書類」を公開した。したがって、請求文書は保存年数的にも存在するはずであり、公開されることが妥当である。

- (4) 審査請求人は、文書が公開されないことにより、地方税法第 381 条第 7 項に基づく復元の実施を請求できない。実施機関は、自らの文書管理や情報管理に適正さを欠いており、調査不足である本件処分は違法である。条例どおり、適切に公開が実施されることを求める。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

審査請求人と十数回延べ50時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換している。この過程を踏まえ、本請求に係る特定市との境界確認協議締結に係る決裁書類を特定し、公開している。

文書の公開に当たっては、文書を広範囲に特定し、類推される文書についても公開している。

(2) 文書の不存在について

平成 10 年に県が特定市へ申請したとされる道水路等境界調査申請書について、実施機関がこの行政文書を隠ぺいしているとの理由から、公開請求が繰り返されている。公開済みの文書以外のものが存在しないことについて、審査請求人の理解を得られていない状況である。

(3) 不存在文書又は公開請求対象外文書について

別表 1 に掲げる請求 1、請求 2、請求 3、請求 4、請求 5、請求 6 及び請求 8 については、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらず、物理的に不存在である。

(4) 全体を通しての考察について

審査請求人より、同一文書の公開請求を複数回受けているが、保管文書の隠ぺいは行っていないので、今後においても、審査請求人からの同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、別表 1 の「請求内容」欄に掲げる請求 1、請求 2、請求 3、請求 4、請求 5、請求 6 及び請求 8 に係る各行政文書について、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っている。

当審査会が本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）の記載内容を確認したところ、その請求内容はいずれも、神奈川県が特定市に申請したとされる「道水路等境界調査」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に規定する「県有財産の処分又は管理に関するもの」であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを「県有財産の処分又は管理に関するもの」として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

そして本件請求書によれば、審査請求人は「道水路等境界調査」の申請が平成10年に実施されたこととしているため、平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和 2 年10月16日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が境界調査関連文書について物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表 1 の「請求内容」欄に掲げる請求 7 及び請求 9 について、別表 2 の「特定した行政文書」欄に掲げる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、本件対象文書に記載された隣接地所有者及び特定市職員の氏名等を非公開としたため、以下、当該処分の妥当性

について検討する。

ア 隣地所有者の氏名等

標記情報のうち氏名は、条例第5条第1項本文に規定する「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」（以下「個人識別情報」という。）に該当し、また同号ただし書アからエまでに規定する情報には該当しない。そして、氏名以外の情報も氏名と一体の文言として記載されていることから、標記情報は全体として個人識別情報と認められる。

もっとも、標記情報のうち氏名を除いた情報は、これを公開しても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められることから、当該情報は条例第6条第2項の規定により個人識別情報には含まれないものとみなされるため、実施機関は当該情報を同条第1項の規定により、部分公開すべきである。

イ 特定市職員の氏名

標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。

もっとも、条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する場合は、例外的に公開対象となる。

これを本件について見ると、特定市職員の氏名は、特定市が作成する職員録により公表されている情報であると認められるため、条例第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

6 附言

実施機関は本件対象文書に含まれる情報の一部を非公開としているにもかかわらず、本件請求に係る行政文書一部公開決定通知書及びその添付書面には、当該情報を非公開とした理由が何ら記されていないことが認められた。

これは、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（略）

は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定する条例第10条第3項に明らかに反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手續においては同項の規定に基づく理由の付記を徹底するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

請求	請求内容	原処分内容
柱書	平成 10 年 4 月 20 日に神奈川県が特定区特定地番に関し、道水路等の境界調査（境界復元）を特定市長に申請した申請書に関する（下記 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 事項）	
1	境界復元 道水路等と当該道水路等に隣接する土地との境界が既に確定している場合に申請者は申請隣接地の境界線上に存する境界標を復元する場合にあっては、申請者及び当該申請隣接地の所有者と立会いの上、資料図に基づきその境界の確認をすることを境界復元と言うに基づき立ち会った資料図の原議写しの開示（平 28 規則 67・一部改正）	非公開（文書不存在）
2	（境界調査の申請）第 3 条 申請者は、1. 道水路等境界調査申請書を市長に提出しなければならないに基づき、神奈川県が申請した申請書の原議写しの開示。	非公開（文書不存在）
3	前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。に基づき添付した(1)申請に係る土地に関する登記事項証明書(2)公図写し(3)現地案内図。	非公開（文書不存在）
4	申請者は、境界調査をするための立会いについて、あらかじめ申請隣接地の所有者（境界復元にあっては、境界標の存する土地の所有者に限る。以下同じ。）の同意を得ておかななければならない。に基づき同意を得た立会同意届出書の原議写しの開示。	非公開（文書不存在）
5	前項の規定により申請隣接地の所有者の同意を得た申請者が、申請隣接地の所有者の立会同意届出書を第 1 項に規定する申請書に添えて、市長に提出しなければならないに基づき提出した立会同意届出書原議写しの開示。（平 28 規則 67・一部改正）	非公開（文書不存在）
6	境界調査を行うことを決定し、境界調査をするため、立会いの場所、期日、その他必要な事項を立会依頼書により、申請者神奈川県が特定市から通知を受けた際の通知書原議写しの開示。（平 28 規則 67・一部改正）	非公開（文書不存在）

請求	請求内容	原処分内容
7	（境界標の設置等）第6条 1．市長は、境界復元のための確認がされたときは、境界線上の必要な箇所に境界標を設置するものとする。に基づき、境界線上に境界標を設置する際に、申請者神奈川県が、境界復元にあたり提出した確認書原議写しの開示。（平 28 規則 67・一部改正）	一部公開（条例第5条第1号該当） ※一部公開決定通知書において、一部公開である旨の記載なし
8	（測量及び境界調査図の作成等）第7条 1．市長は、前条第一項の規定により設置した境界標に基づき、実測して境界調査図を作成するものとする。に基づき、申請時に提出した実測図の原議写しの開示。	非公開（文書不存在）
9	市長は、前項の境界調査図を作成したときは、道水路等境界調査図写し送付通知書により、当該境界調査図の写しを申請者に送付するものとする。に基づき、申請者神奈川県に送付された道水路等境界調査図原議写しの開示。	一部公開（条例第5条第1号該当） ※一部公開決定通知書において、一部公開である旨の記載なし

別表 2

請求	特定した行政文書	非公開情報	公開すべき情報
7	特定市との境界確認 協議締結に係る決裁 書類	・隣接地所有者氏名 ・特定市職員氏名	・隣接地所有者に係る 氏名以外の字句部分 ・特定市職員氏名
9			

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 5 月 10 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 3 月 21 日 (第 248 回部会)	○ 審議
令和 7 年 5 月 28 日 (第 249 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 7 年 6 月 4 日現在）（五十音順）